

6 いじめ発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

いじめ問題が確認されたら、即座に「校内いじめ未然防止対策委員会」を開催し、以下のように対応します。

| |
|--|
| 事実確認・情報収集（担任等が共同で行う） <ul style="list-style-type: none"> ・収集の段階から、「迅速」「組織的」に対応する。 ・保護者と連携・相談を密にし、対応する。 ・指導と援助を「組織的」に行う。（該当児童への声かけ・巡視等） |
|--|

| いじめとは判断しづらい訴え | いじめと判断される訴え | 事実はあるものの、双方がいじめと認めない場合 |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・1人で判断しないでチームで幅広く情報を集め、対応策を練る。 ・訴えを否定せず、訴えに至った経緯等を確実に分析する。 ・継続的な行動観察を丁寧に行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全を確保し継続的に支援する。 ・いじめた側の児童への指導を丁寧に行う。 ・保護者との緊密な連携と共に、場合によっては関係機関との連携を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な行為を取り上げて指導する。 ・行為の意味や危険性について、双方に丁寧に説明する。 ・継続的な観察と双方への援助を続ける。 |

【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え，情報，兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の設定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に，保護者の協力を得ながら，背景も十分に聞きとる。）
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家の力を借りる。）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する。）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む。）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告，警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

【対応のフロー図】

